

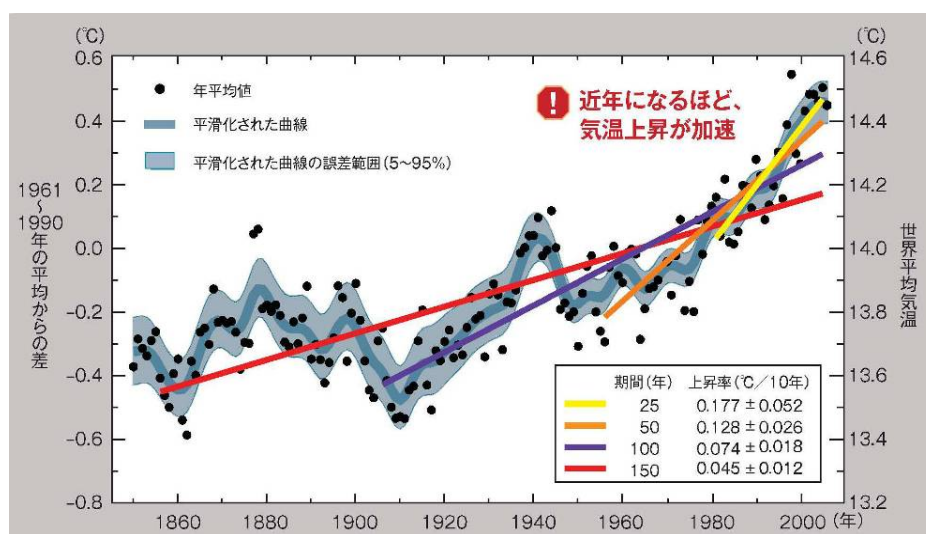
第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景

(1) 地球温暖化問題とは

地球の大気には、太陽から地球に降り注いだ熱を吸収し、地球を温める効果をもつ「温室効果ガス※」と呼ばれる気体が存在します。大気中の二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、代替フロンなどが、この「温室効果ガス※」にあたり、これによって地球は私たちの生活に適した気温に保たれています。しかし、産業革命以降、人間活動による二酸化炭素等の排出量が急速に増加し、地表面の温度が上昇しています。これを「地球温暖化」と呼んでいます。

地球温暖化問題についての認識は 1990 年代に広がり、平成 19 年（2007 年）には「地球温暖化は疑う余地がない」とする報告書（第 4 次評価報告書）が、気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）※より発表されました。IPCC の報告書は、地球温暖化の科学・影響・対策に関する評価をまとめたものであり、地球温暖化に対する国際的な取り組みに科学的根拠を与えています。そして、同報告書では、20 世紀半ば以降の地球温暖化は人為起源の温室効果ガス※の増加によってもたらされた可能性がかなり高く、地球上のあらゆる地域に多大な影響を及ぼす可能性があることも伝えています。また、二酸化炭素の吸収源である森林の減少等も問題になっています。今や、地球温暖化の脅威と、その取り組みの必要性は、世界共通の認識となっています。



出典：「STOP THE 温暖化 2012」（2012 年、環境省）

図 1-1 世界の平均気温の推移

(2) 国内外の動向

地球温暖化に対する国際的な主な取り組みとしては、「気候変動枠組条約[※]の発効」、「京都議定書[※]の発効」、「ポスト京都議定書[※]に向けた動き」が挙げられます。

ア. 気候変動枠組条約[※]の発効

地球温暖化による気候変動への国際的取り組みの必要性に対する認識は、昭和 63 年（1988 年）に設立された IPCC の報告等を受けて広まり、気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約[※]）が平成 4 年（1992 年）5 月に採択されました。そして、平成 6 年（1994 年）の条約発効を受け、条約批准国（平成 24 年（2012 年）12 月時点で 194 ヶ国・地域が批准）は締約国会議（COP : Conference of the Parties）[※]を毎年開催し、地球温暖化問題の取り組みについて協議しています。

イ. 京都議定書[※]の発効

平成 7 年（1995 年）にベルリンで開催された気候変動枠組条約[※]第 1 回締約国会議[※]（COP1）では、先進国の温室効果ガス[※]排出量削減の取り組みが不十分であるという結論に達し、COP3 までに議定書等の形で先進国の取り組みについて結論を得ることを目指し検討を開始することが決定されました。そして平成 9 年（1997 年）に京都市で開催された COP3 において、先進国の温室効果ガス[※]排出量に対し、法的拘束力のある数値目標とその達成方法等を定める京都議定書[※]が採択されました。その後、運用ルールについての協議や、各国の締結手続きを経て、平成 17 年（2005 年）2 月に京都議定書[※]が発効されました。

ウ. ポスト京都議定書[※]に向けた動き

現在、京都議定書[※]第一約束期間（平成 20 年（2008 年）～平成 24 年（2012 年））終了後の国際的取り決め（次期枠組み）について、協議が進められています。平成 21 年（2009 年）12 月には、コペンハーゲンで COP15 が開催され、次期枠組みに向けた政治合意としてコペンハーゲン合意が作成されました。

コペンハーゲン合意には、世界の気温上昇を産業革命以前より 2℃以内に抑制することをはじめ、先進国の平成 32 年（2020 年）までの温室効果ガス[※]の削減目標と途上国の削減行動を条約事務局へ提出する事項、先進国・途上国の削減行動に関する測定・報告・検証に関する事項、途上国支援や技術移転に関する事項などが含まれています。

日本・アメリカ・EU・中国などの主要国を含め多くの国がコペンハーゲン合意に賛同し、削減目標及び削減行動を条約事務局へ提出しました。日本は、全ての主要国によ

る公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成 32 年（2020 年）までに平成 2 年（1990 年）比で温室効果ガス[※]排出量を 25%削減するという内容を提出しました。

また、平成 22 年（2010 年）12 月には、メキシコのカンクンで COP16 が開催されました。COP16 では、全ての先進国・途上国を対象とする新たな枠組みの構築を目指すことが盛り込まれたカンクン合意が採択されました。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月には、南アフリカ共和国のダーバンで COP17 が開催されました。COP17 では、次の成果が得られました。

- ・将来の枠組みに関し、法的文書を作成するための新しいプロセスである「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の設置
- ・平成 25 年（2013 年）以降の京都議定書[※]第二約束期間の設定
- ・「カンクン合意」の主要な要素（各国の温室効果ガス排出削減対策の測定・報告・検証に関するガイドラインの策定、途上国支援のための「緑の気候基金」の基本設計、適応委員会の活動内容）の進展

また会期中に日本は、東日本大震災という国難にあっても、気候変動問題に積極的に取り組む姿勢を世界にアピールするとともに、新しいエネルギー・ベストミックス戦略・計画に向けた検討と、今後の地球温暖化対策の検討を表裏一体で進めることを表明しています。他方で、全ての国が参加しない京都議定書[※]は公平性、実効性に問題を抱えているとの観点から、日本は第二約束期間には参加しないという立場を表明しています。

（３）日本における取り組み

国では、平成 10 年（1998 年）に、「地球温暖化対策の推進に関する法律[※]」（以下「温対法」という。）を制定しました。この法律は、地球温暖化防止を目的とし、京都議定書[※]で日本に課せられた目標である温室効果ガス[※]の平成 2 年（1990 年）比 6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務・役割を明らかにしたものです。

この温対法に基づき、平成 17 年（2005 年）4 月には、京都議定書[※]の温室効果ガス[※]の 6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした「京都議定書目標達成計画[※]」が閣議決定され、様々な取り組みが実施されています。

なお、温対法は平成 20 年（2008 年）6 月に改正され、地方公共団体実行計画のうち、

都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス^{*}の排出の抑制等のための施策について定めることが義務となったほか、温室効果ガス^{*}算定・報告・公表制度の見直し、排出抑制等指針の策定等が定められました。

また、国内外のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と工場・事業者、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を進めるための必要な措置を講ずることなどを目的とした、「エネルギーの使用の合理化に関する法律^{*}」（以下「省エネ法」という。）が、昭和 54 年（1979 年）に制定されました。省エネ法は平成 20 年（2008 年）に改正され、事業者単位（企業単位）で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者については、エネルギー使用量の届出、エネルギー管理統括者等の選任、中長期的にみて年 1%以上のエネルギー消費原単位の低減、定期報告書及び中長期計画書の提出等が義務づけられています。

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に東日本大震災が発生し、各地に甚大な被害を引き起こしました。さらに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故が発生したことなどを契機に、その安全性への懸念から原子力発電所の停止による全国的な電力の供給力不足が顕在化しました。特に平成 23 年（2011 年）の夏には 37 年ぶりに東京電力管内等で電気事業法第 27 条により電気の使用が制限されました。

こうした中、電力需要を抑えるため、企業や家庭においても積極的に節電に取り組むことで、電力需給が逼迫^{ひっぱく}した状況を乗り切ることができました。今回の節電の経験は、エネルギー政策において、私たちに電気の無駄使いをやめることや省エネルギー行動の大切さを実感させ、これまでの生活スタイルを見直すきっかけとなりました。

電力需要を抑え、温室効果ガス^{*}の発生を抑制していくためには省エネルギー化を徹底していくこと、中長期的に再生可能エネルギー^{*}による電力供給の普及を地域から進め、エネルギーの地産地消、分散型エネルギーの普及等が必要です。

(4) 神奈川県における取り組み

神奈川県は、平成 21 年（2009 年）に制定した「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、平成 22 年（2010 年）に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定しました。その中で、平成 32 年（2020 年）の県内の温室効果ガス※の総排出量を平成 2 年（1990 年）比で 25%削減するという中期目標を掲げています。

県では、「神奈川県地球温暖化対策計画」で掲げた中期目標の達成に向けて様々な地球温暖化の防止に向けた取り組みを進めています。例えば、県民に対しては、「マイアジェンダ（私の実践行動）制度」を構築し、日常生活の中での地球温暖化対策の推進を図っています。事業者に対しては、「事業活動温暖化対策計画書制度」を構築し、一定規模以上の事業活動を行う事業者に対し、温室効果ガス※の自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけています。また、中小規模事業者向けには、「無料省エネルギー診断」の実施や二酸化炭素排出量の削減対策事例集をホームページで公表し、地球温暖化対策の取り組みを促進しています。

県民と県の協働の取り組みとしては、地域における地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する県民に地球温暖化防止活動推進員に登録していたき、地域住民に対して、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての周知、温室効果ガス※の排出を抑制する取り組みの情報提供等を実施しています。

将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくために、平成 23 年（2011 年）に「かながわスマートエネルギー構想」を示し、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の取り組みを進めています。また、取り組み目標として平成 32 年度（2020 年度）に、県内の電力消費量に対する「創エネ」と「省エネ」の割合を、「蓄エネ」と組み合わせることにより 20%以上の水準にすることを掲げています。具体的な取り組みとしては、太陽光発電の普及促進（かながわソーラープロジェクト）、分散型電源の普及促進（コージェネレーションシステム※等）、家庭や工場での省エネ対策の推進、定置型蓄電池の普及促進などを実施しています。

(5) 茅ヶ崎市のこれまでの取り組み

本市は、これまで「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画（ちがさき減 CO₂ プラン）」（平成 19 年（2007 年））、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」（平成 20 年（2008 年））、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」（平成 21 年（2009 年））に基づき、地球温暖化対策に関する施策を推進してきました。

「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）の策定にあたり、平成 23 年度（2011 年度）から、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会において、上記計画の進捗状況の検証を行いました。その際、太陽光発電設備^{*}設置費補助などの利用状況から定量化できるものについては、可能な限り定量的に評価を行いました。一方、緑のカーテンなどのソフト面の取り組みについては、温室効果ガス^{*}削減量の把握が困難であるため、定性的な評価を行いました。その結果、これまでの取り組み状況から課題も浮かび上がってきました。以下では、市民・事業者・市の具体的な取り組み内容と課題を検証します。

ア. 市民の取り組み

市が平成 21 年度（2009 年度）より毎年交付している太陽光発電設備^{*}設置費補助金の申請件数は、予定件数を上回る申込みがある状況です。また、市民活動団体により公共施設への太陽光発電設備^{*}の設置などの取り組みが実施されています。しかし、「省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果や前計画の検証結果から、電気のこまめな消灯や空調温度の適正管理等のソフト面の取り組みは進んでいますが、再生可能エネルギー^{*}や省エネ機器の導入等のハード面の取り組みはまだ十分とはいえない状況がうかがえます。

そうした状況を踏まえ、本計画では、市民がソフト面の取り組みを基本としながら、削減効果の高いハード面の対策に取り組みやすくなるような施策が必要です。

【市民の主な取り組み状況】

- アンケート調査の結果では、家庭で取り組んでいる省エネ行動、市民の省エネ機器の導入状況に大きな変化はない。
- 平成 21 年度（2009 年度）より住宅用太陽光発電設備^{*}設置費補助事業を開始しており、予定件数を上回る申込みがある。
- 平成 23 年度（2011 年度）より電気自動車購入費補助事業を開始しており、今後、電気自動車の購入が増加することが期待される。
- 「エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議」の調査によると、市内の大型店舗でのレジ袋辞退者は増加傾向にある。

- サイクルアンドバスライドの取り組みを促すために、市が市内のバス停 6 箇所にサイクルラックを設置している。平成 24 年（2012 年）2 月時点で利用率が 100%の場所もある。
- 緑のカーテン用ゴーヤ苗の配布に予定件数を上回る申込みがある。

イ. 事業者の取り組み

省エネや地球温暖化対策に取り組む事業者はあるものの、取り組み状況を把握できる仕組みがなく、その仕組みづくりを行うことが必要です。

【事業者の主な取り組み状況】

- アンケート調査結果では、省エネ機器の導入状況に大きな変化はない。
- 平成 23 年度（2011 年度）より電気自動車購入費補助事業を開始しており、今後、電気自動車の購入が増加することが期待される。

ウ. 茅ヶ崎市の取り組み

市民や事業者に対する再生可能エネルギー[※]や省エネ機器の導入補助、地球温暖化対策の普及啓発に関するイベントの開催などを実施しています。

また、一事業者として市の事務事業に関する職員の環境に配慮した行動やエネルギー使用量の削減等の地球温暖化対策も進めています。

本計画を策定する上での課題として、進捗状況が把握できていない施策について把握する仕組みを構築することが挙げられます。また、市民や事業者に地球温暖化対策の取り組みを広げていくための普及啓発の工夫（ホームページをはじめとした広報媒体の充実等）や市民・事業者・市の協働の推進等も課題です。

【本市の主な取り組み状況】

- 太陽光発電設備[※]の設置、電気自動車導入等に対する補助金を交付している。
- 緑のカーテン用のゴーヤ苗や紙リサイクルボックスの配布、省エネナビ等の貸出しを行っている。
- 節電コンテストを開催している。
- 市民との協働等により公共施設への太陽光発電設備[※]の設置を行っている。
- 事業者との協働による電気自動車用充電設備の導入を行っている。
- 本市の事務事業に関する地球温暖化対策を進めている。

2. 計画の目的・位置づけ

(1) 計画の目的

平成 20 年（2008 年）6 月に改正された温対法により、特例市等はこれまで一事業者として地球温暖化の防止に向けて実行してきた地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する内容の区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画の策定が義務づけられました。

本市では、実行主体が市民、事業者である計画と、行政が一事業者として取り組む計画に分けて、省エネルギー化及び地球温暖化対策を実施してきました。本計画では、既存計画♦の目標達成に向けた施策・対策の進捗状況を踏まえた上で、これらの計画を統合することにより、本市が取り組む地球温暖化対策を網羅的かつ体系的に整理し、市域の温室効果ガス※を削減する総合的かつ計画的な施策を策定します。

◆既存計画及びその削減目標は、次のとおりです。

「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画（ちがさき減 CO₂ プラン）」

平成 22 年度（2010 年度）における温室効果ガス※排出量を平成 17 年度（2005 年度）比 **8%削減**

「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」

平成 22 年度（2010 年度）におけるエネルギー消費量を平成 16 年度（2004 年度）比 **8%削減**

「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」

平成 24 年度（2012 年度）における温室効果ガス※排出量を平成 16 年度（2004 年度）比 **10%削減**

(2) 計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、温対法や神奈川県「神奈川県地球温暖化対策推進条例」、その他地球温暖化対策に直接的、間接的に関連性を持つ様々な計画等との連携・整合を図ります。

なお、これまでの「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」及び「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」で扱ってきた部分を「茅ヶ崎市全体の取り組み」（本計画の第 2～4 章）とし、「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画（ちがさき減 CO₂ プラン）」で扱ってきた部分を「茅ヶ崎市行政の取り組み」（本計画の第 5 章）として位置づけます。

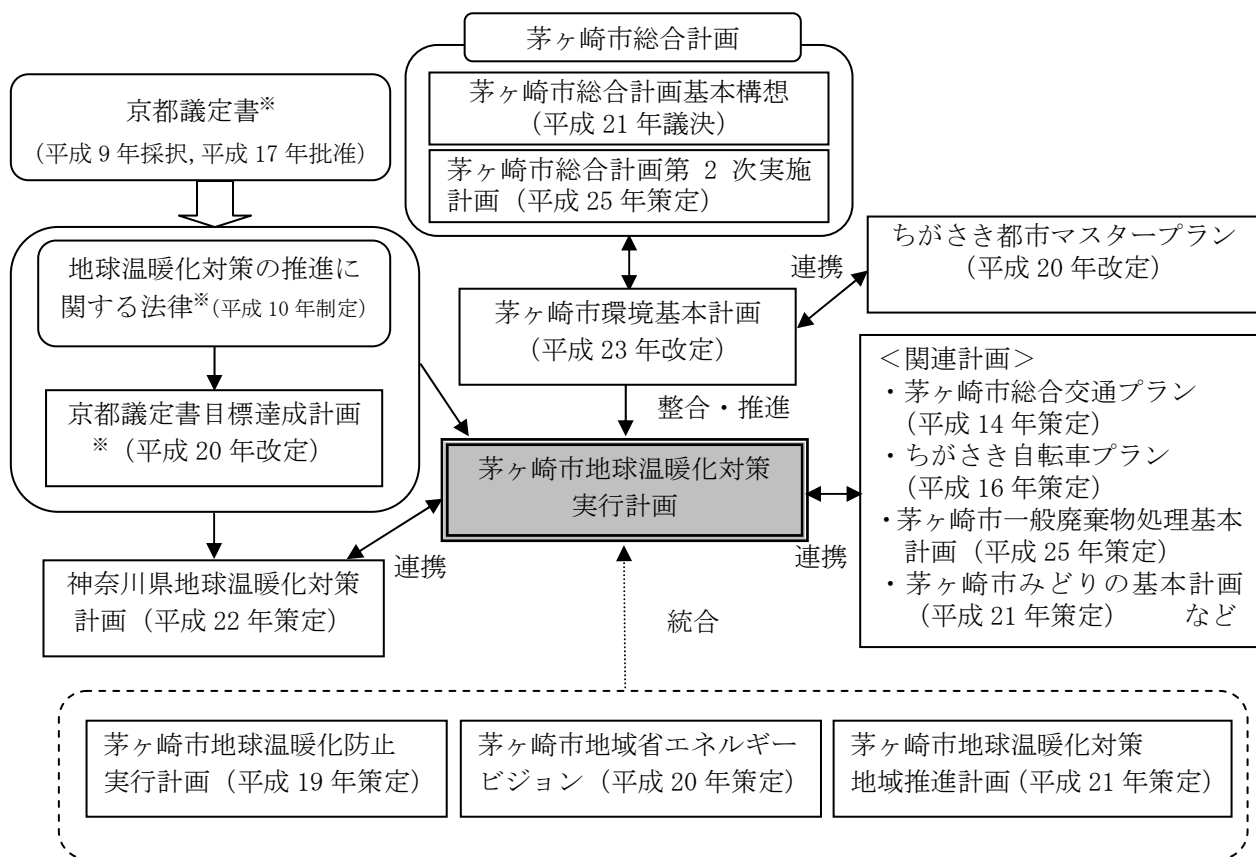


図 1-2 計画の位置づけ

3. 計画の基本的事項

(1) 計画の期間及び目標年度

本計画では、茅ヶ崎市全体の取り組み、茅ヶ崎市行政の取り組みごとに計画の期間及び目標年度を定めます。

ア. 茅ヶ崎市全体の取り組み

(ア) 基準年度

国及び神奈川県と同様に、**平成 2 年度（1990 年度）**とします。

(イ) 目標年度

本市では、中期目標を中心とした計画とし、次のとおり設定します。

○中期目標 **平成 32 年度（2020 年度）**

イ. 茅ヶ崎市行政の取り組み

(ア) 基準年度

既存計画である「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画（ちがさき減 CO2 プラン）」の計画期間の最終年度である、**平成 22 年度（2010 年度）**とします。

(イ) 目標年度

茅ヶ崎市全体の取り組みとの整合を図り、次のとおり設定します。

○中期目標 **平成 32 年度（2020 年度）**

(2) 対象とする温室効果ガス※

ア. 茅ヶ崎市全体の取り組み

京都議定書※では次の 6 種類の気体を温室効果ガス※と定めており、本市においても同様にこの 6 種類の温室効果ガス※を削減対象とします。

表 1-1 対象となる温室効果ガス※の種類と排出源

種 類		排 出 源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用、製造業などの産業や市民の生活及び自家用車の利用などにおける燃料の燃焼、廃棄物の焼却など
	非エネルギー起源	セメント製造、生石灰製造
メタン (CH ₄)		一般廃棄物の焼却、稲作、家畜の腸内発酵など農業や畜産業の活動
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料の燃焼、農業や畜産業の活動
ハイドロフルオロカーボン※ (HFC)		エアロゾル製品や噴射剤、エアコンや断熱発泡剤などの製造
パーフルオロカーボン※(PFC)		半導体等製造用や電子部品などの不活性液体の使用
六フッ化硫黄※ (SF ₆)		変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用による使用

イ. 茅ヶ崎市行政の取り組み

事業者としての市の取り組みにおいて削減対象となる温室効果ガス※の種類と排出源は次表のとおりです。

表 1-2 対象となる温室効果ガス※の種類と排出源

種 類	排 出 源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼 (公用車・ボイラー・暖房器具・動力・発電用施設など)
	電気の使用
	一般廃棄物の焼却
メタン (CH ₄)	自動車の走行
	下水の処理
	一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行
	下水の処理
	一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン※(HFC)	カーエアコンの使用 (廃棄)
パーフルオロカーボン※(PFC)	現状排出なし
六フッ化硫黄※ (SF ₆)	庁舎等の変圧施設に設置されている電気機械器具の廃棄等

4. 市域の特性

(1) 概要（地勢）

本市は、神奈川県の中南部に位置し、東に藤沢市、西に相模川をはさんで平塚市、南に相模湾、そして北は寒川町と接しています。

地形は、相模川河口及び相模湾周辺の市街地は起伏が少なく平坦になっており、北に向かって緩やかに高くなっています。東経 139 度 24 分、北緯 35 度 19 分に位置し、面積は 35.76km²、東西 6.94km、南北 7.60km、周囲は 30.46km となっています。

年間を通じて穏やかな気候に恵まれており、明治から昭和初期にかけては湘南の別荘地、保養地といわれ、昭和中期以降は首都圏のベッドタウンとして急速に都市化してきました。

昭和 22 年（1947 年）10 月、神奈川県下で 8 番目の市として市制を施行し、昭和 30 年（1955 年）4 月には旧小出村との分村合併により現在の市域となりました。その後、市民の生活の拠点として都市基盤整備が進み、平成元年（1989 年）12 月に県下で 7 番目の 20 万都市となり、現在では 23 万都市（平成 25 年（2013 年）2 月現在）となりました。

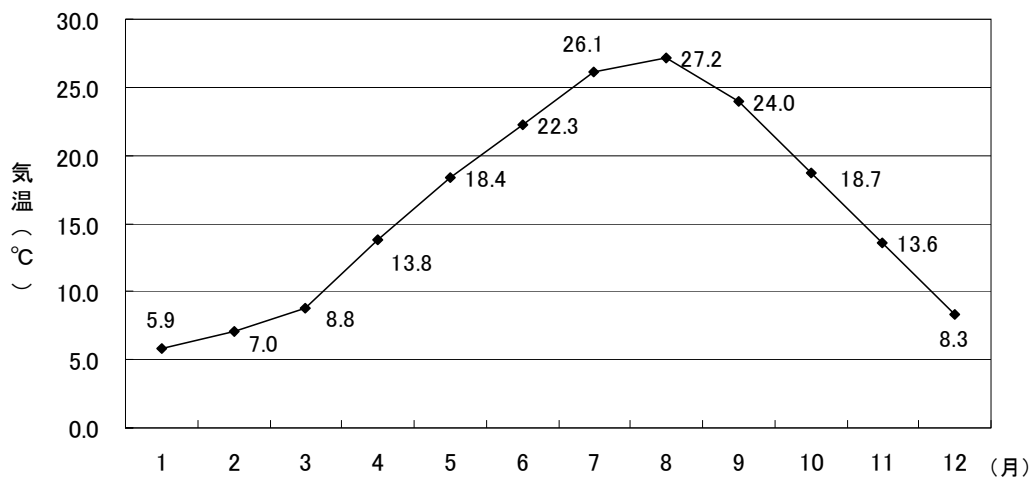


図 1-3 本市の位置

(2) 気象

ア. 月別平均気温

過去 3 年間の平均でみると、本市の平均気温は夏季には 27.2℃まで上がり、冬季は 5.9℃まで下がります。



資料：茅ヶ崎市統計年報

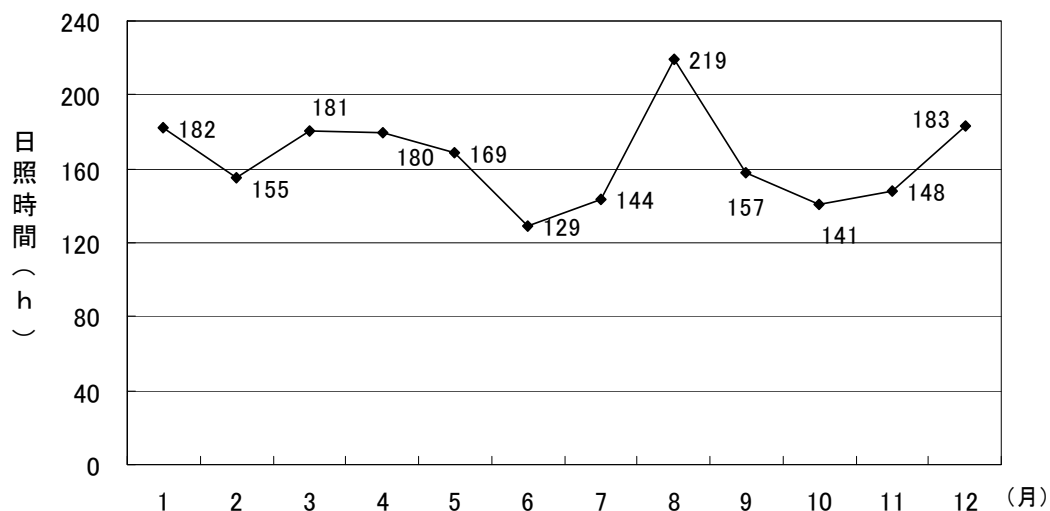
(注) 天気は、午後 3 時調べによるものです。

図 1-4 月別平均気温

(平成 21 年 (2009 年) ~平成 23 年 (2011 年) の平均値)

イ. 月別平均日照時間

過去 6 年間の平均でみると、本市の月別平均日照時間は梅雨の時期である 6 月が 129 時間と最も少なく、最も日照時間の多い 8 月の 6 割程度となっています。



出典：気象庁データ (辻堂観測地点)

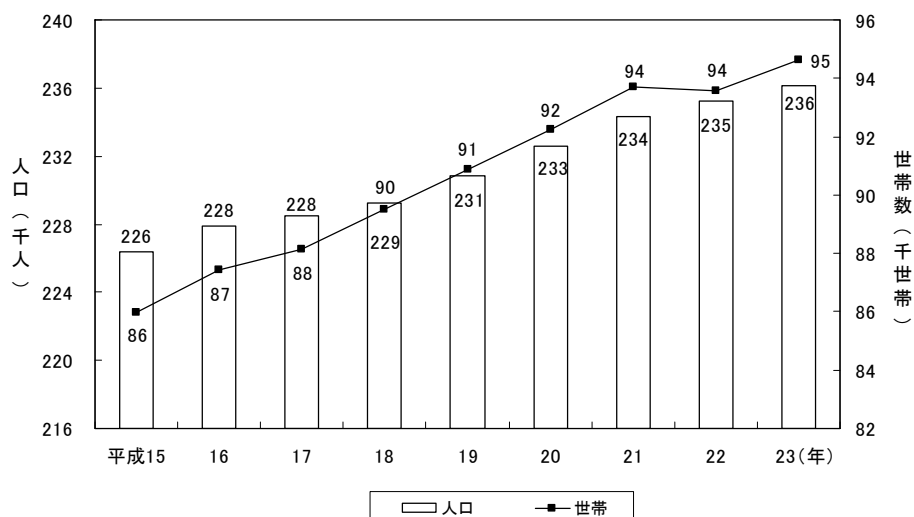
図 1-5 月別平均日照時間

(平成 18 年 (2006 年) ~平成 23 年 (2011 年) の平均値)

(3) 人口・世帯数

ア. 人口・世帯数

本市の人口は、平成 15 年（2003 年）の約 22.6 万人から平成 23 年（2011 年）には約 23.6 万人に増加しています。また、世帯数も平成 15 年（2003 年）の約 8 万 6 千世帯から平成 23 年（2011 年）には約 9 万 5 千世帯に増加しています。

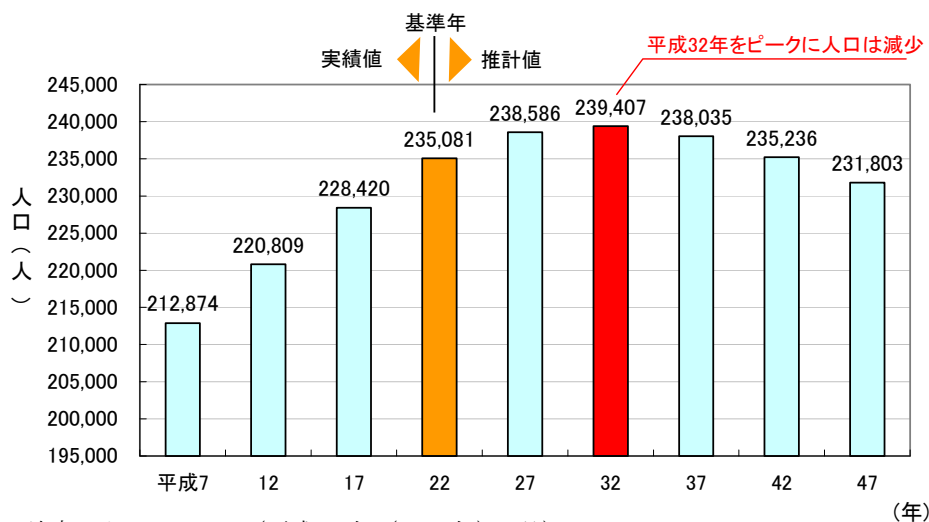


出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-6 人口と世帯数の推移

イ. 将来人口

本市の将来人口は平成 32 年（2020 年）の 239,407 人をピークに減少に向かうと予測されています。

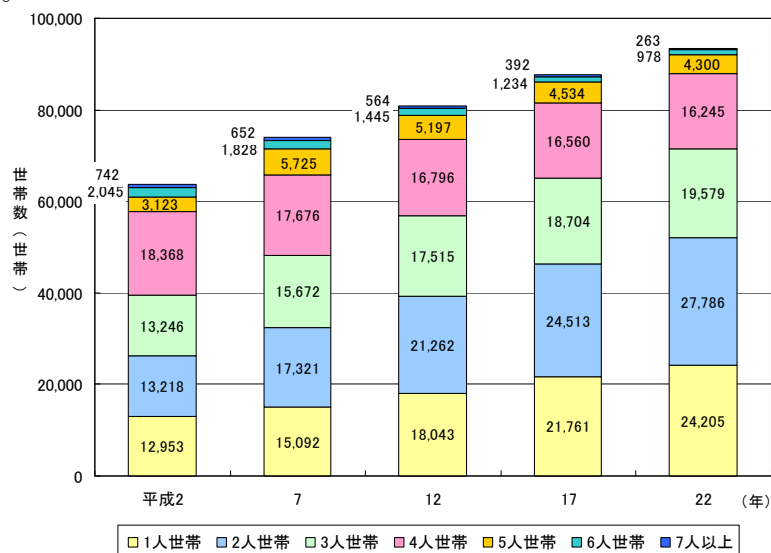


出典：茅ヶ崎市の人口について（平成 24 年（2012 年）2 月）

図 1-7 将来人口の推移

ウ. 世帯人員別世帯数

世帯数が増加する中で、特に1～3人の少人数の世帯数が平成2年（1990年）の約3万9千世帯から平成22年（2010年）の約7万2千世帯へと増加し、その割合は約8割を占めています。

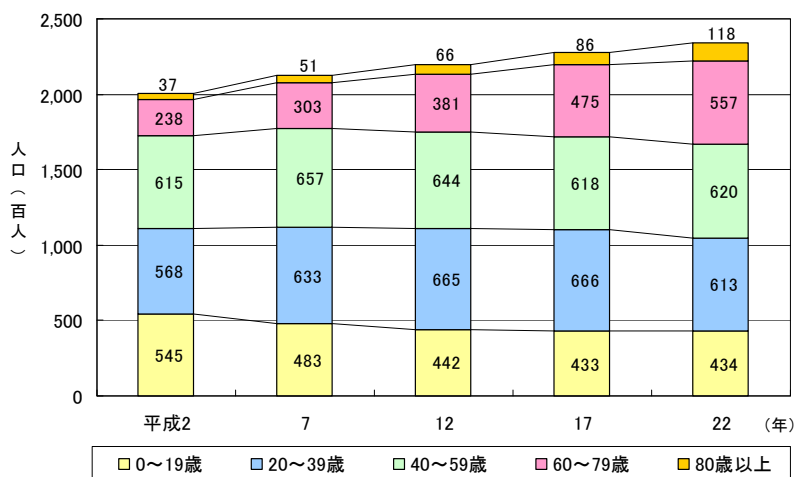


出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-8 世帯人員別世帯数の推移

エ. 年齢別人口

人口が増加する中で、60歳以上の人口が平成2年（1990年）の約2万8千人から平成22年（2010年）には約6万8千人に増加しており、年々高齢化が進んでいます。20～39歳の人口は平成17年（2005年）の約6万7千人をピークに減少に転じ、平成22年（2010年）には約6万1千人となっています。また、19歳までの人口は平成2年（1990年）の約5万5千人から平成22年（2010年）には約4万3千人に減少しています。



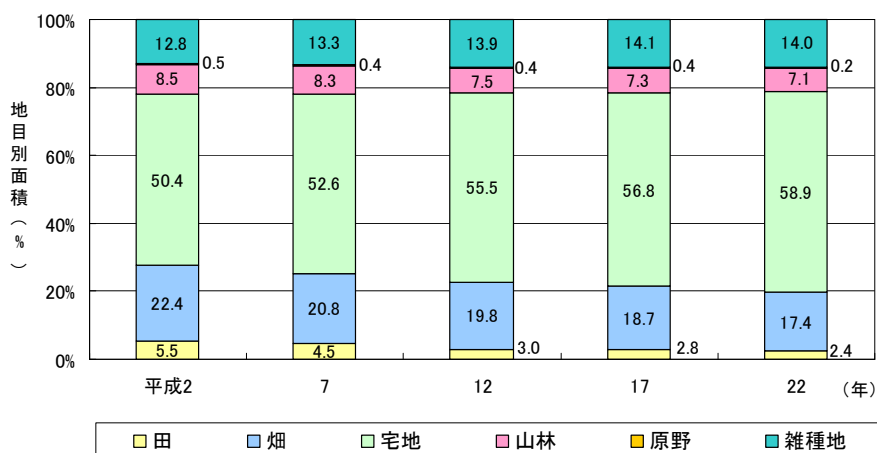
出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-9 年齢別人口の推移

（４）土地

ア．地目別土地面積の割合

宅地が全体の５割以上を占め、平成２年（１９９０年）以降はその割合が増加しています。平成２２年（２０１０年）において田畑は約２割を占め、平成２年（１９９０年）と比べその割合は減少しています。また、雑種地は１割強からほぼ変わらずに推移しています。山林は１割弱と少なく、平成２年（１９９０年）と比べ減少しています。



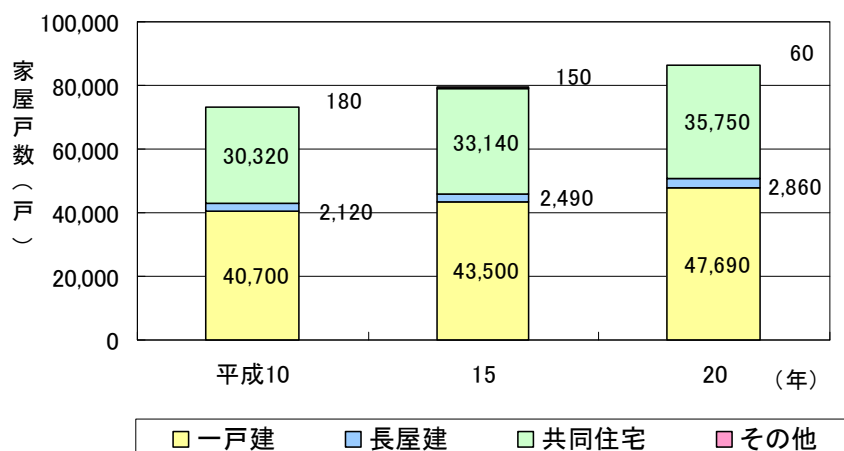
出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-10 地目別土地面積の割合の推移

（５）家屋

ア．家屋種類別戸数（一戸建・共同・長屋の戸数）

平成 20 年（2008 年）において市内の家屋全体の約 5 割が一戸建、約 4 割が共同住宅となっています。平成 10 年（1998 年）と比べて全体の戸数は増えているものの、その割合に変化はほぼありません。



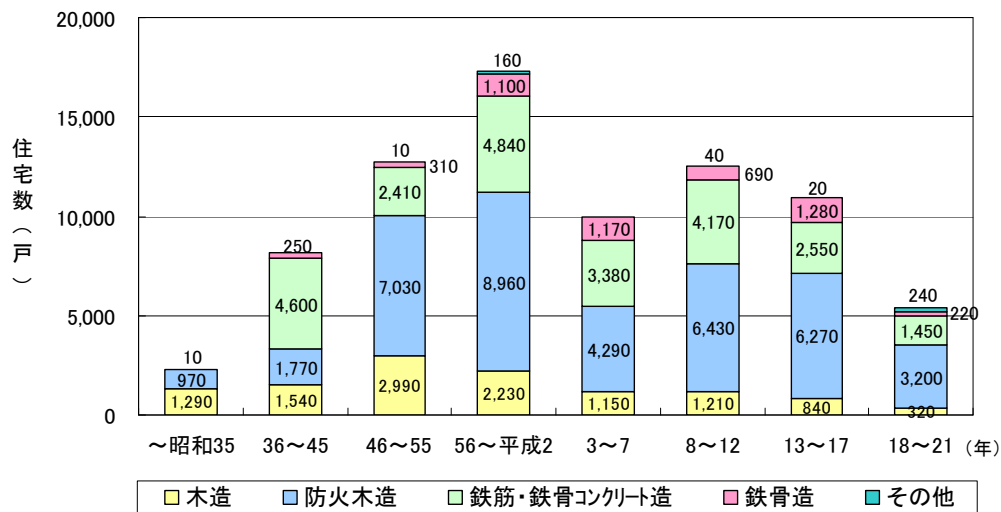
出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-11 家屋種類別戸数の推移

イ. 建築時期別住宅数

市内の住宅を、建築された年代別で見ると昭和56年（1981年）から平成2年（1990年）に建築された建物が最も多く、全体の約2割を占めています。

構造別に見ると、防火木造と鉄筋・鉄骨コンクリート造が、市内の住宅の約8割を占めています。鉄筋・鉄骨コンクリート造の住宅は防火木造よりも住宅寿命が長いと、昭和36年（1961年）から昭和45年（1970年）に建築された住宅も依然多く（昭和36年（1961年）から昭和45年（1970年）に建築された住宅の約6割、市内全体の1割弱）残っています。



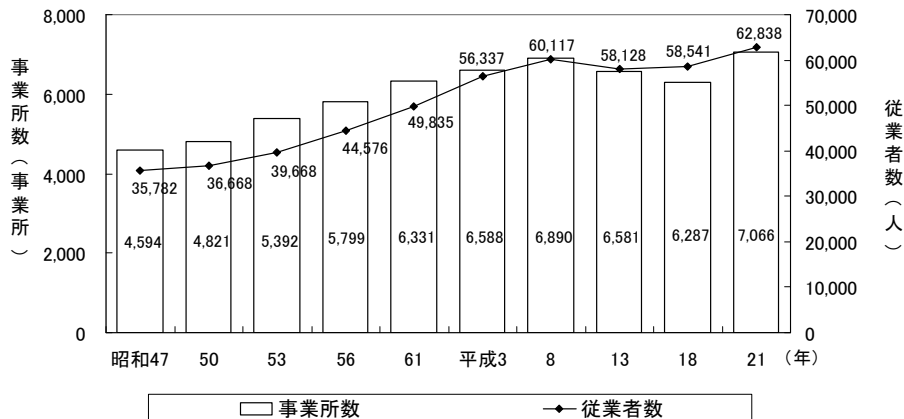
出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-12 建築時期別住宅数の推移

(6) 産業

ア. 事業所数・従業者数

平成 21 年（2009 年）現在、市内に約 7 千の事業所があり、約 6.3 万人が働いています。

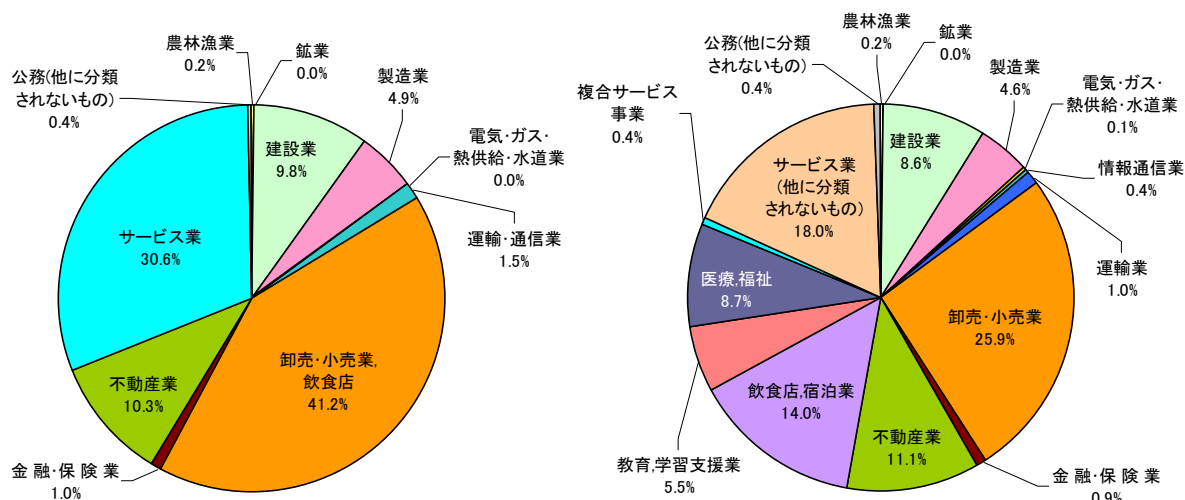


出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-13 事業所数と従業員数の推移

イ. 産業大分類別事業所数の割合

平成22年（2010年）の事業所数を産業別に見ると、卸売・小売業が24.0%と最も多く、宿泊業・飲食サービス業が13.0%と続き、第3次産業が全体で約84%を占めています。一方、第2次産業である建設業は10.7%、製造業は5.0%となっており、第1次産業である農林漁業は0.2%とごくわずかです。

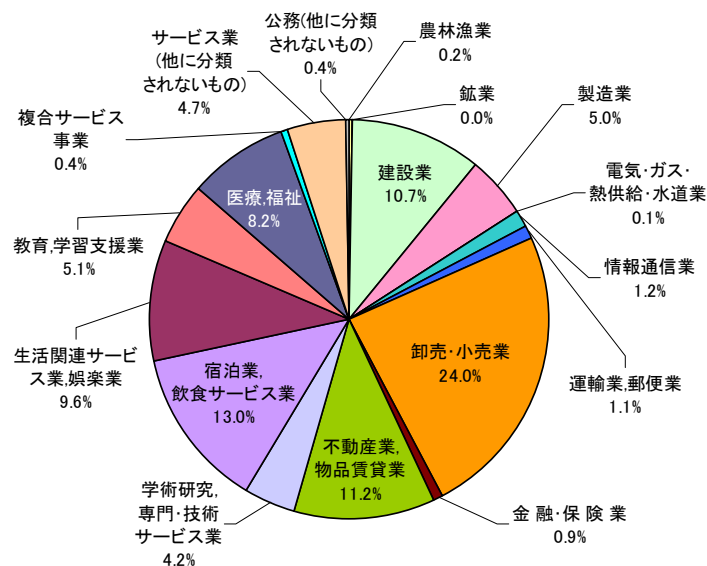


出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-14 産業大分類別事業所数の割合
(平成 13 年 (2001 年))

出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-15 産業大分類別事業所数の割合
(平成 18 年 (2006 年))

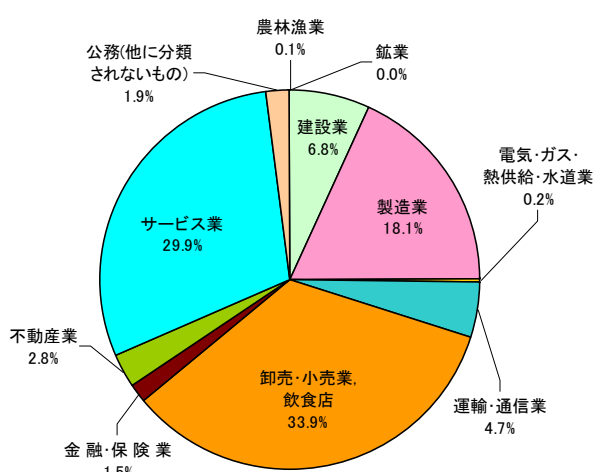


出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-16 産業大分類別事業所数の割合 (平成 22 年 (2010 年))

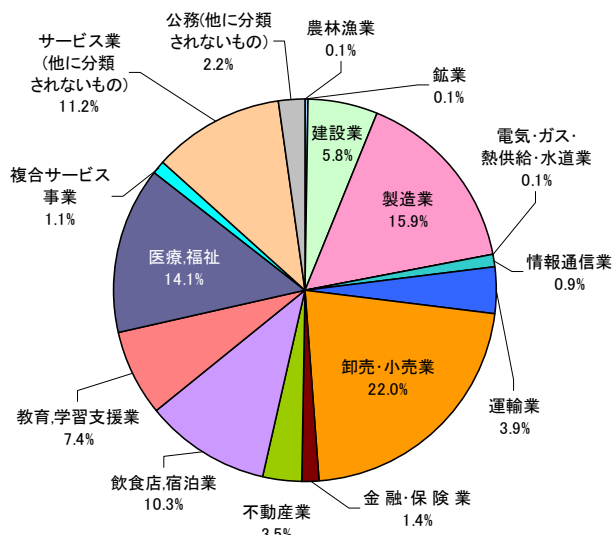
ウ. 産業大分類別従業員数の割合

平成22年（2010年）の従業員数を産業別に見ると、卸売・小売業が21.6%と最も多く、医療福祉が13.7%と続き、第3次産業が全体で約80%を占めています。一方、第2次産業である建設業は7.1%、製造業は13.1%となっており、第1次産業である農林漁業は0.1%とごくわずかです。



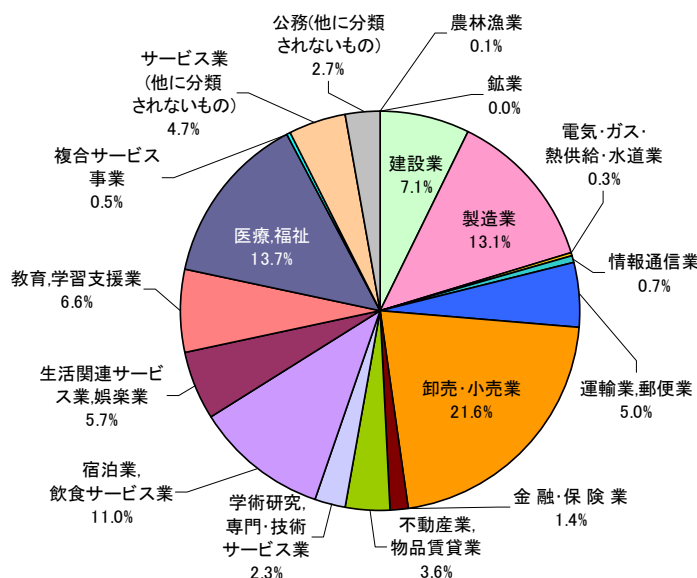
出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-17 産業大分類別従業員数の割合
(平成 13 年 (2001 年))



出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-18 産業大分類別従業員数の割合
(平成 18 年 (2006 年))



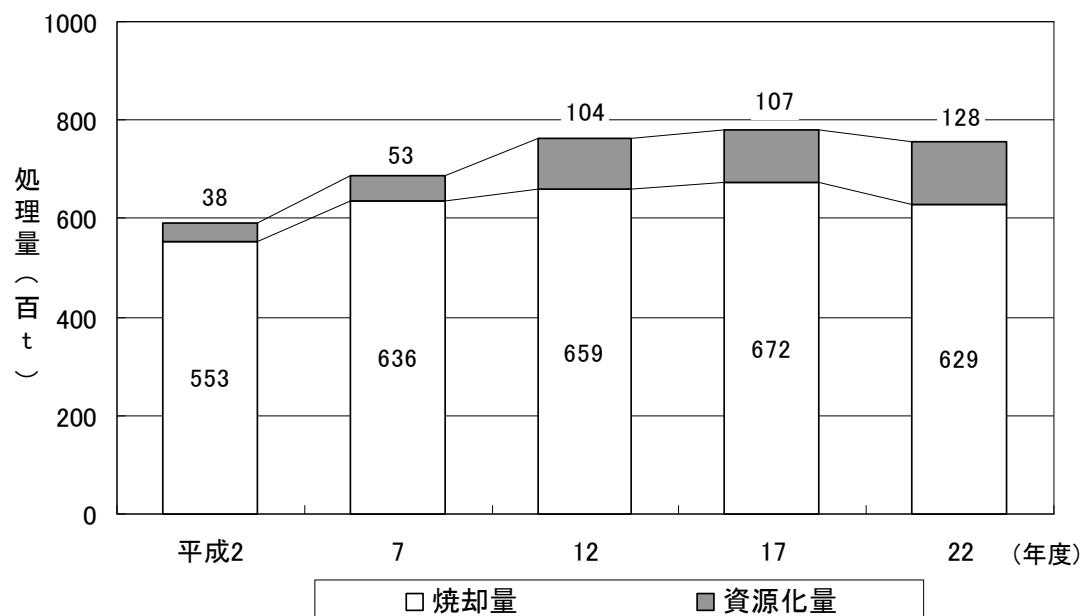
出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-19 産業大分類別従業員数の割合 (平成 22 年 (2010 年))

(7) 廃棄物

ア. 廃棄物処理量

廃棄物処理量は平成2年度（1990年度）の約5万9千トンから、平成22年度（2010年度）には約7万6千トンに増加しています。一方で、びん・かん・ペットボトル・紙類・古布類等の資源化量の割合が、平成2年度（1990年度）の約6%から、平成22年度（2010年度）には約17%に増加しています。



出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-20 廃棄物処理量の推移

(8) 交通

ア. 交通網

本市の道路は、3本の幹線国道が市域を東西に貫き、南北に通る道路がそれらと交差しています。また、鉄道は、市南部をＪＲ東海道線が東西に走り、市中心部の茅ヶ崎駅から北に向かってＪＲ相模線が発しています。

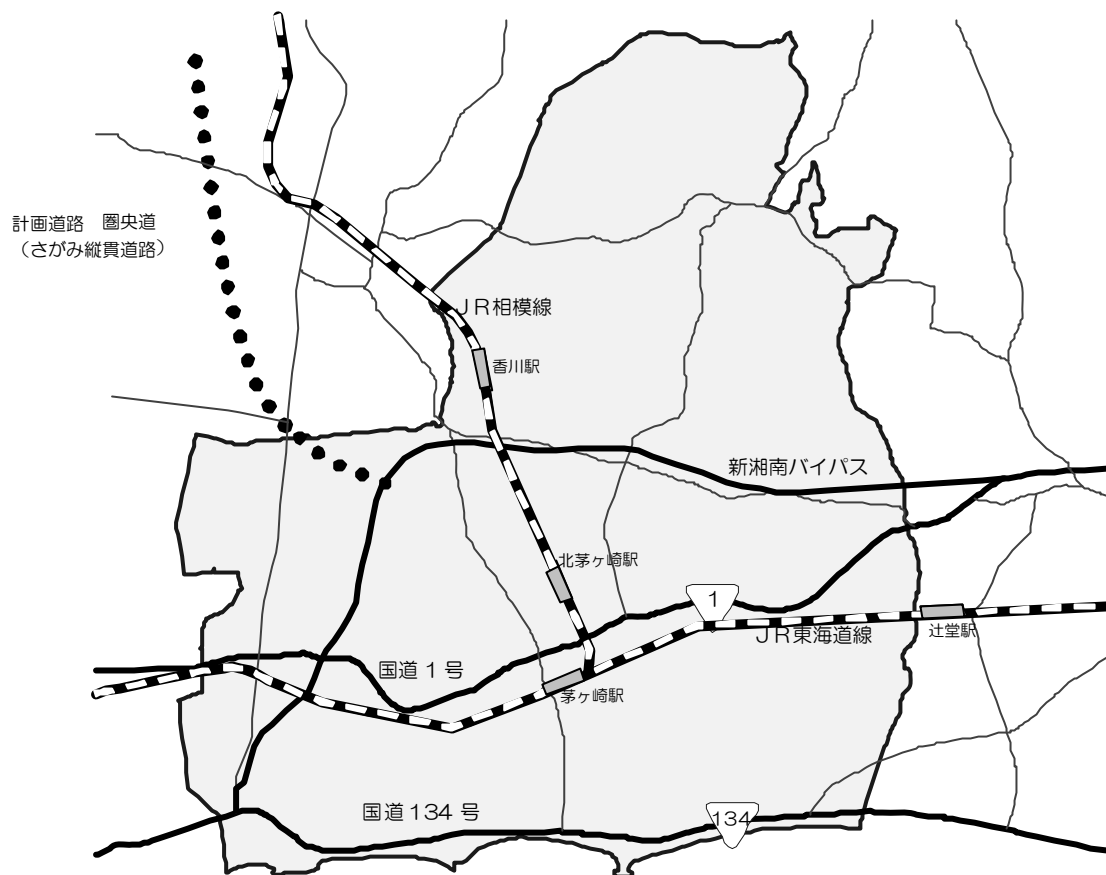
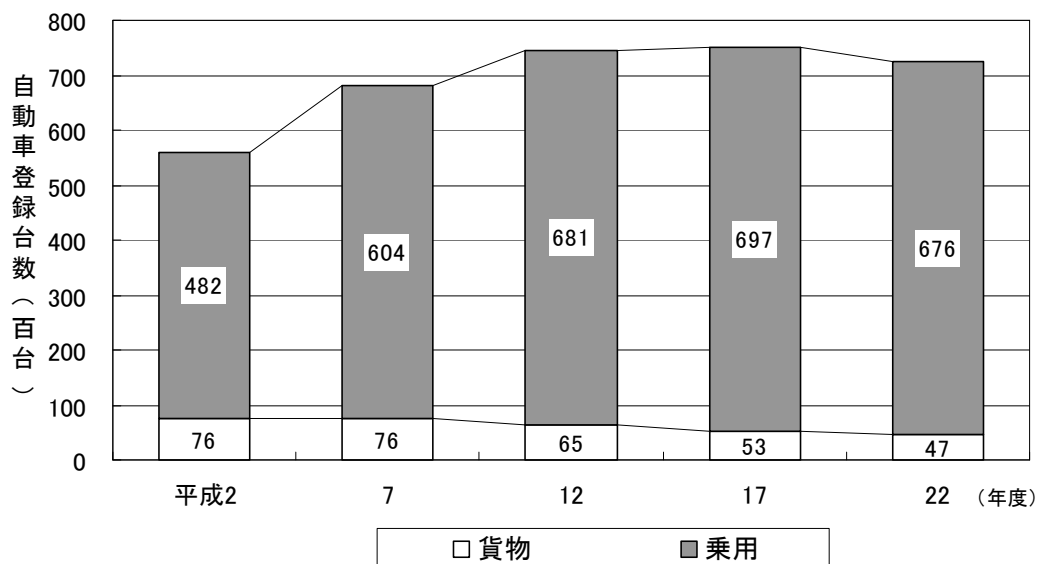


図 1-21 交通網

イ. 自動車登録台数

市内の自動車登録台数は乗用車が全体の約9割以上を占めています。平成17年度(2005年度)頃まで増加傾向が続いていましたが、近年は減少しています。

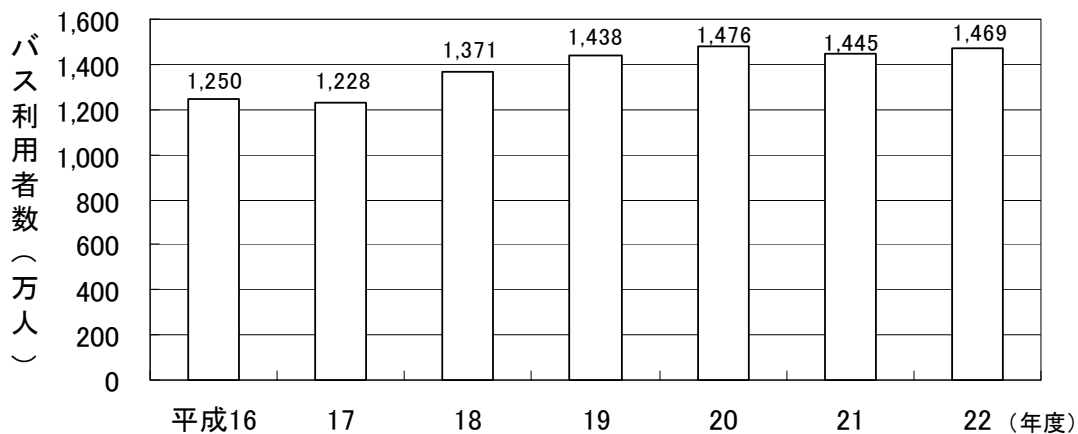


出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-22 自動車登録台数の推移

ウ. バス利用者数

バスの年間利用者数は1,400万人前後で、近年は横ばい傾向にあります。

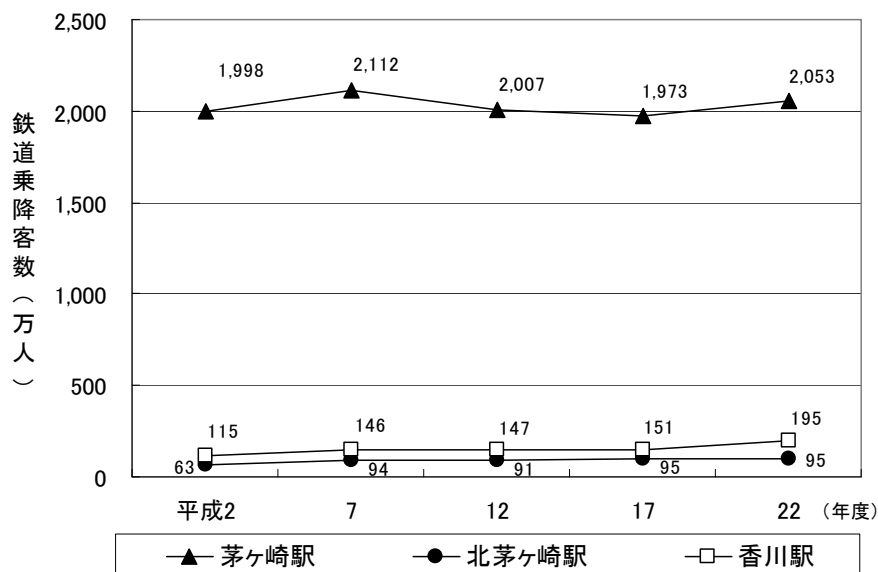


出典：茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書

図 1-23 バス利用者数の推移

エ．鉄道乗降客数

鉄道の乗降客数は、茅ヶ崎駅が突出して多く、年間2千万人前後で推移しています。

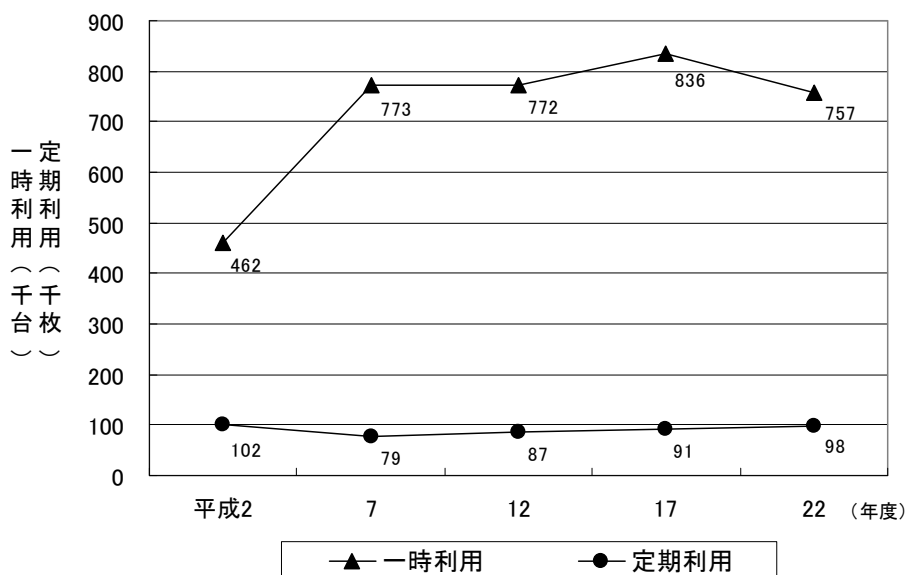


出典：茅ヶ崎市統計年報

図 1-24 鉄道乗降客数の推移

オ．自転車駐車場利用状況

自転車駐車場の利用台数は、一時利用が年間80万前後、定期利用が年間9万前後で、近年大きな変化はありません。



出典：茅ヶ崎市安全対策課資料

図 1-25 自転車駐車場利用者数の推移